第２７号議案

中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和４年（２０２２年）７月１５日

提出者　中野区教育委員会教育長　入野　貴美子

（提案理由）

オンライン会議システム等を活用した教育委員会の会議の開催を可能とするため、規定を整備する必要がある。

中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会会議規則（昭和５５年中野区教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第４条の次に次の１条を加える。

（会議の開会方法の特例）

第４条の２　教育長は、感染症のまん延等への対応その他特に必要があると認めるときは、オンライン会議システム等を活用して会議を開会することができる。

２　オンライン会議システム等を活用して会議に参加した教育長及び委員は、法第１４条に規定する会議における出席者とする。

３　前２項に定めるもののほか、オンライン会議システム等を活用した会議の開会方法その他必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条の２の規定は、この規則の施行の日以後に招集される中野区教育委員会の会議について適用し、同日前に招集された中野区教育委員会の会議については、なお従前の例による。